

豊平老人福祉センター・中の島児童会館清掃業務 見積参加者 募集説明書

1 契約担当部局

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 担当：竹中、上田
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話 011-211-2976 FAX 011-218-5179
メールアドレス：koreifukushi-keiyaku@city.sapporo.jp

2 募集に付する事項

(1) 役務の名称

豊平老人福祉センター・中の島児童会館清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

豊平老人福祉センター・中の島児童会館（札幌市豊平区中の島2条3丁目8-1）

3 申請、契約に係るスケジュール

(1) 見積参加申請書の提出期限	令和8年（2026年）3月4日（水）17時15分
(2) 質問の提出期限	令和8年（2026年）2月20日（金）17時15分
(3) 質問に対する回答	令和8年（2026年）2月24日（火）以降
(4) 見積合せ（予定）	令和8年（2026年）3月19日（木）13時30分
(5) 契約締結	令和8年（2026年）3月下旬

4 見積参加資格（申請は法人単位とする）。

下記(1)～(5)のいずれかに該当し、施設等の所在地が札幌市内にある者。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
- (3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (4) 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- (5) 上記(1)～(4)に準ずるものとして市長の認定を受けた施設等

5 申請手続きに関する事項

(1) 提出書類

1 見積参加申請書

様式1のとおり。

2 施設事業概要書

様式2のとおり（「記載例」を参考とすること）。

3 申出書（札幌市の入札参加資格を有する者は、提出不要）

様式3のとおり（登記事項証明書等の法人概要がわかる書類を添付すること）。

(2) 提出方法等

1 提出期限

令和8年（2026年）3月4日（水）17時15分必着

2 提出方法

持参又は郵送とする。電子メール、FAXによる提出は認めない。

3 提出先

上記1と同じ

4 持参による場合の受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

(3) 質問の受付及び回答

1 提出期限

令和8年（2026年）2月20日（金）17時15分必着

2 提出方法

質問票（様式4）に記載のうえ、持参、郵送、FAXにより、上記1に提出すること。

3 回答書の閲覧

令和8年（2026年）2月24日（火）以降、上記1の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市役所ホームページに掲載する。

【URL】

<https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/seiso/seiso-toyohira2026.html>

6 契約決定方法等

(1) 見積参加資格の審査等

申請のあった者について、上記4の見積参加資格を有する者であるかを審査した後、資格を有する者全員に「指名通知書」を交付する。

(2) 契約の相手方の決定等

ア 契約の相手方の決定

上記(1)の「指名通知書」の交付を受けた者により、見積合せを実施。札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低価格を提示した者を契約の相手方として決定する。なお、見積合せの方法等は、別添1「指名通知書（案）」の説明による。

(3) 契約条項

別添2「契約書（案）」のとおり。

(4) 契約の相手方の取消し

契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 見積に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他見積に際し見積参加の条件に欠けていたとき。

7 その他

(1) 申請者に要求される事項

- ア 申請を希望する者は、上記4に掲げる見積参加資格を有することを証明する書類を、契約担当職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 申請者は、本募集説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は説明を求めるることはできるが、見積合せ後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 見積参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

見積参加資格が認められなかつた者は、本市に対して見積参加資格が認められなかつた理由について、原因となった理由を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。提出場所は上記1に同じとし、持参することにより提出すること（送付又は電送によるものは受け付けない。）。

(3) 積算に関する事項

- ア 本件については、令和7年度の本市労務単価（ただし、入札告示時点で本市が令和8年度設定額を公表していないものに限る。）を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。
- イ 本件の受託者は、令和8年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。
- ウ 当該協議により変更する金額については、「令和8年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。